

## 第 5 期市民活動推進委員会の報告の概要

### 1 市民活動応援補助金制度の見直し

第 4 期委員会の提言に基づき、現状を分析した上で制度変更の内容について検討した結果、現行の制度は維持しつつ、ステップアップコースに「補助率 70%・上限額 20 万円」のプランを追加した。

また、市民活動応援補助金報告会において、実施団体と委員が意見交換をすることにも実施事業の評価を付すこととした。

### 2 協働事業のガイドライン策定

小田原市では、行政提案型協働事業や市民活動応援補助金制度などにより多数の事業が、市民活動団体との協働によって実施されているが、今後様々な事業を展開していくにあたり、協働に関する認識を市民活動団体と行政が一層高めていく必要があることから、ガイドラインの作成に着手した。

このガイドラインでは、協働の定義と基本原則、協働に適した形態・領域など協働に関する考え方について説明した上で、特に市民活動団体と行政との協働事業に重点を置き、その進め方などの基本的事項について取りまとめている。

#### ガイドラインの概要

##### ○協働の定義と基本原則

「協働」という言葉を定義するとともに、協働をより効果的に進めていくための基本的原則とそのポイントについて記載。

##### ○協働に適した形態・領域

市民活動団体と行政との協働に視点を置き、形態における実践的な関わり方や考え方などについて記載。

##### ○協働事業の進め方

市民活動団体と行政が「関わる度合いが対等の領域」を中心に、協働の進め方（計画・実施・振り返り）のポイントや着眼点などについて記載。